

平成 30 年度第 1 回 上越市子どもの権利委員会 次第

○と き 平成 30 年 6 月 1 日 (金)
午前 10 時 00 分から
○ところ 春日謙信交流館集会室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 副委員長の選任

4 議 事

(1) 上越市第 2 期子どもの権利基本計画事業の平成 29 年度の進捗状況及び
平成 30 年度の取組内容について

(2) 上越市子どもの生活実態についてのアンケート調査概要 (案) について

(3) その他

5 閉 会

【配付資料】

- ・ 上越市第 2 期子どもの権利基本計画事業の平成 29 年度の進捗状況及び
平成 30 年度の取組内容について **【資料No. 1】**
- ・ 上越市子育て支援総合計画 (上越市版エンゼルプラン) 概要 (案) **【資料No. 2】**
- ・ 上越市子どもの生活実態についてのアンケート調査概要 (案) **【資料No. 3】**

上越市子どもの権利委員会委員名簿（第5期）

敬称略

平成29年4月1日～平成31年3月31日

選出区分	氏名	選出団体
第1号 学識経験者	うめの まさのぶ 梅野 正信	国立大学法人上越教育大学
	おおくぼ あきこ 大久保 明子	新潟県立看護大学
第2号 関係行政機関の職員	さとう ひろし 佐藤 洋	上越児童・障害者相談センター
第3号 事業者	くまた かずこ 熊田 和子	上越商工会議所
第4号 教育関係者等	ひらま えりこ 平間 えり子 (H30.4.1改選)	上越市小学校長会
	ふるさわ ひろゆき 古澤 博之	上越市中学校長会
	たけうち まさひろ 竹内 正宏 (H30.4.1改選)	新潟県高等学校長協会高田地区高等学校長会
	ならお か ゆたか 奈良岡 裕	新潟県立上越特別支援学校
	よこお ユキエ 横尾 ユキエ (H30.4.1改選)	上越市私立保育園協会
	ささき まさと 佐々木 優共 (H30.4.1改選)	上越少年サポートセンター
第5号 PTA等の代表者	くろさき としひと 黒崎 寿人 (H30.4.1改選)	上越市小中学校PTA連絡協議会
第6号 子ども支援活動団体の代表者	なかだ のりお 仲田 紀夫	上越市町内会長連絡協議会
	こんどう たかこ 近藤 隆子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会
	はた しゅうじ 秦 周司	上越人権擁護委員協議会
	ほそやま あつこ 細山 厚子	CAP・じょうえつ
	わかばやし あきよ 若林 明代	特定非営利活動法人マミーズ・ネット
	ほんどう さとみ 本道 さとみ	上越助産師会
第7号 公募に応じた市民	いわい ふみひろ 岩井 文弘	
	くらつじ ただとし 倉辻 忠俊	
	ほしの じゅんこ 星野 純子	

上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度	関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課		
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)				
1 子どもの権利を大切にす意識づくり																		
1 子どもの権利の知識の普及と意識の啓発																		
【評価指標】子どもの権利条例の認知度(大人) 24%⇒44%						【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(大人) 21%⇒44%												
【評価指標】「えがお」の学習を知っている保護者の割合 16%⇒58%																		
				子どもの権利チラシの配布	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てをしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。	市民の子どもへの権利に対する意識と知識を高める。	チラシ配布枚数	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,160枚/年 ・一般向け =平成24年度に全戸配布	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =2,300枚/年 ・一般向け =計画期間中に1回全戸配布	啓発チラシをより多くの人に配布していくことで、市民全体の子どもへの権利を大切にす意識を高める。	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種委員会などの機会を捉えて配布する。	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,440枚/年 ・一般向け =200枚/年(平成27年度に全戸配布実施済)	○	・保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布して市民の「子どもの権利」に対する意識と知識を高めることができた。	→	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種委員会などの機会を捉えて配布する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		追		広報紙、ホームページへの掲載	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	市民の子どもへの権利に対する意識と知識を高める。	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載	なし	年1回	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載し、広く市民の目に触れることで、子どもの権利に関する認知を高める。	市の広報媒体を利用して、子どもの権利についての啓発活動を進める。	・子どもの権利に関するホームページに、平成28年度子ども権利基本計画事業進捗管理票を掲載した。 ・11月15日FM-JIにおいて、子どもの権利に関する取組について紹介した。 ・広報上越11月1日号巻頭特集記事「子どもの権利について考えてみませんか」において、上越市子どもの権利に関する条例の取組を掲載した。	○	・ホームページやFMを活用し、子どもの権利についての広報啓発をすることができた	→	・市の広報媒体を利用して、子どもの権利についての啓発活動を進める。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		追 拡		子どもの権利講座の開催	子どもの権利チラシを活用して、子どもとかかわりを持つ大人(組織・団体)向けの「子どもの権利講座」を開催する。	子どもと関わりのある大人が、子どもたちをめぐる課題の認識を持つとともに、子どもの権利についての理解と知識を深める。	講座の開催回数	年3回	年5回	5年間で23地区すべての民生・児童委員地区協議会で講座を実施する。(平成26年度末時点で4地区実施済)	小・中学校のPTA宛に、講座案内を行う。また、民生・児童委員地区協議会へ開催案内を行う。	・子どもの権利に関する講座を7回実施した。 ・保育園保護者会での講座…1回 ・小学校PTAでの講座…1校 ・民生・児童委員地区協議会での講座…5地区	○	・子育て中の保護者から講座を受けていただきたいことから保育園へ講座案内を行ったところ、初めて保育園で実施することができた。	→	・保育園、小・中学校のPTA宛に、講座案内を行う。また、民生・児童委員地区協議会へ開催案内を行う。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		追 拡		子どもの権利学習の周知	小学校と中学校の授業で子どもの成長に応じて学ぶ「子どもの権利学習」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取り組みを行う。	保護者の子どもへの権利に対する理解を深める。	「えがお」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組	実施(平成26年度～)	継続実施	継続した取組により、保護者の子どもの権利学習の認知を高めるとともに、子どもの権利に対する理解を深める。	中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」の学習は、平成28年度は試行校において実施、平成29年度から市立の全中学校において実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において「えがお」の学習を行い、結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。	○	・中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成した。新しく作成した中学校3学年分の「えがお」の学習は、平成29年度から市立の全中学校において実施した。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	→	・小中学校9年間の義務教育期間を通じて「えがお」による子どもの権利学習を行い、学習結果を家に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
				人権都市宣言の啓発	平成20年12月18日に行った人権都市宣言について、市民に広く周知・発信する。	市民及び企業等の人権意識を向上させる。	広報紙等の様々な媒体を利用して、人権都市宣言の周知を図る記事を掲載	年3回 ・広報紙1回 ・町内回覧板での広告 ・HP掲載	年3回	目標を達成することで、市民が人権都市宣言の趣旨を理解し、人権感覚の向上が見込まれる。	これまでの広報上越、ホームページ、新聞への掲載や町内回覧板を活用しての啓発のほか、機会を捉えて市民等に啓発リーフレットを配布するなど、新たなツールも加えて啓発していく。	・、広報上越12月1日号への掲載や12月4日にFM上越での啓発のほか、人権・同和問題に関する市民セミナーや企業研修会の参加者にリーフレットを配布するなど、人権都市宣言について市民に広く啓発した。	○	・地道な取組ではあるが、市民及び企業等の人権意識の向上を図るため、あらゆる媒体や機会を捉えて、今後も人権都市宣言を啓発していく必要がある。	→	・これまで同様、広報上越やホームページへの掲載、FM上越での啓発のほか、機会を捉えて市民等に啓発リーフレットを配布し、啓発していく。	第4次人権総合計画	共生まちづくり課
		拡		地域人権懇談会	人権総合計画に基づき、13区在住の市民が、同和問題に対する正しい認識を持ち、併せて「女性」、「子ども」、「障害者」、「外国人」など様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施する。	人権・同和問題についての関心や理解を、地域間の格差が生じないように、市民全体に深めていく。	各区単位で開催する地域人権懇談会の実施回数及び参加者数	年2回・52人	年2回・60人 (13区を7年で一巡)	目標を達成することで、人権問題についての、市内の各地域における意識格差が解消され、市全体の人権感覚の向上が見込まれる。	民生・児童委員や町内会長、人権擁護委員、企業の関係者が集う場などで開催を促すチラシを配付し、効果的に周知していく。	・10月19日に浦川原区(10人)、2月15日に高田区(30人)の民生委員・児童委員協議会で開催し、女性や子ども、高齢者の人権問題について、理解を深めてもらう機会を提供できた。	○	・地域によって人権意識の格差が生じないように、もっと多くの団体から事業を活用してもらう必要がある。	→	・新たに町内会長ハンドブックで事業を紹介するとともに、引き続き、民生委員・児童委員協議会や人権擁護委員協議会などに対して、開催を促すチラシを配布し、事業を紹介していく。	第4次人権総合計画	共生まちづくり課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)				
		7	人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	1年間の小学校区における講話会の開催数	年17回	年17~18回(市内52小学校区を3年で一巡)	講話会を3か年で市内全小学校区を一巡することを継続することから1年17~18回としたもの。	人権に関する講話会を継続して開催し、人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深める。市内16小学校区で「人権を考える講話会」を開催する。	計画どおり16校で開催し、506人が参加した。	○	開催小学校区で、地域青少年育成会議等の地域団体から協力を得ることにより、地域住民からも参加してもらうことができた。今後も継続して開催していく。	→	人権に関する講話会を継続して開催し、人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深める。市内17小学校区で「人権を考える講話会」を開催する。	上越市総合教育プラン第三次人権総合計画	社会教育課	
		8	人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸出を行う。	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸出を行う。	図書及びビデオの貸出件数 周知の方法	年22件 (ビデオ4件、図書18冊)	年40件	過去5年間の実績から計算した貸出回数を目録として設定した。市民の正しい理解と認識を深めるために、一人でも多くの方から利用いただく。	人権に関する図書等の貸出を通じて、同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図る。 ・ホームページ、現地学習会で事業の一層の周知を行い、利用増加に努める。	貸出件数:図書6件、ビデオ5件、DVD133件 合計144件 ・現地学習会において、社会教育指導員が現地説明の後に、図書・ビデオの紹介と貸出方法の案内を行った。	○	当課で所蔵している図書やビデオの貸出は少なかったものの、視聴覚ライブラリーが所蔵するDVD等の貸出が昨年度よりも31件増であった。今後は、DVD啓発映像教材の紹介も検討していく。	→	人権に関する図書等の貸出を通じて、同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図る。 ・ホームページ、現地学習会で事業の一層の周知を行い、利用増加に努める。	上越市総合教育プラン第三次人権総合計画	社会教育課	
2 子どもの権利の教育と学習の推進						【評価指標】子どもの権利条例の認知度(子ども) 31%⇒51% 【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(子ども) 39%⇒62% 【評価指標】「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合 43%⇒72%												
		1	子どもの権利学習の実施	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。	小・中学校すべての学年で「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝1年生のみ実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝全学年で実施	小・中学校すべての学年において、子どもの権利に関する授業を継続して実施することで、子ども自身の子どもの権利の認識を深めることができる。	中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」の学習は、平成28年度は試行校において実施、平成29年度から市立の全中学校において実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	これまで、中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成した。 ・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において「えがお」の学習を行い、結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。	○	義務教育9年間を通じて子どもの権利学習を継続して行うことで、子ども自身が子どもの権利に関する認知を高めることができていく。 ・これまで中学校1年生までの7年間だった「えがお」による子どもの権利学習を、平成29年度からは中学校3年生までの9年間行うこととした。今後も継続して実施する。	→	市立の全小中学校において子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課	
		2	保育関係職員(児童福祉施設含む)に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、子どもと関わりが深い保育関係職員(児童福祉施設含む)の資質向上を図るとともに、保育関係職員全体の子どもへの権利に関する理解を深める。	研修会参加者数	各保育園(施設)1人以上	各保育園(施設)1人以上	毎年、全保育園の職員1人以上(5年間で約320人)が研修に参加することで、保育職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めていく。	年度の早いうちに実施し、各園・施設等において年間を通して継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようになる。	6月29日「子どもの権利に関する職員研修会」実施(1-2-4市職員に対する研修と同時実施) ・講師:上越教育大学准教授 吉澤千夏様「いま、あらためて「子どもの権利」について考える」 ・保育関係職員50人 ・市関係課職員19人	○	研修結果を各園、課等へ持ち帰り職場内で共有することで、各園等の職員全体の、子どもの権利に関する理解を深めることができた。	→	年度の早いうちに実施し、各園等において年間を通して継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようになる。	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課	
		3	教職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、子どもと関わりが深い学校教職員の資質向上を図るとともに、学校教職員全体の子どもへの権利に関する理解を深める。	研修会参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	毎年、全小中学校の教員1人以上(5年間で約370人)が研修に参加することで、学校教職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めていく。	「子どもの権利研修会」「えがお」を活用した子どもの権利学習の実施(全小中学校) ・人権教育強調週間の取組状況の集約(全小中学校)	「子どもの権利研修会」(悉皆研修)を開催し小中学校教職員研修72人参加。「子ども・人権・教育」をテーマに講義を行った。後半にはコンパスノートに基づいたアクティビティを実施した。 ・人権教育強調週間において「えがお」を活用した授業実践を72校で実施した。	○	子どもを取り巻く今日的な課題・問題に正対する研修を行う必要がある。「えがお」を用いた取組を継続していく。	→	今日、LGBTなど「性的マイノリティ」の子どもへの理解と対応が急務である。「上越市子どもの権利条例」に掲げられている「自信を持って生きる権利」に則り、多様性を尊重した一人一人を認め合う学校づくりにつながる研修を実施する。	上越市総合教育プラン上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育センター	
		4	市職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりが深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりが深い関係職員の資質向上を図るとともに、市職員全体の子どもへの権利に関する理解を深める。	研修会参加者	各関係課から1人	各関係課から1人	各関係課の参加職員が課の職員に周知を図ることで、市職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めていく。	年度の早いうちに実施し、各課等において年間を通して継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようになる。	(再掲) 6月29日「子どもの権利に関する職員研修会」実施(1-2-4市職員に対する研修と同時実施) ・講師:上越教育大学准教授 吉澤千夏様「いま、あらためて「子どもの権利」について考える」 ・保育関係職員50人 ・市関係課職員19人	○	(再掲) 研修結果を各園、課等へ持ち帰り職場内で共有することで、各園等の職員全体の、子どもの権利に関する理解を深めることができた。	→	(再掲) 年度の早いうちに実施し、各園等において年間を通して継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようになる。		子ども課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
		5	上越市学校同和教育推進協議会による取組	部落差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校の同和教育推進に資する取組を行う。 ・市教委学校訪問での指導(年1回、すべての学校を訪問) ・各校における年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	・部落差別を無くし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校における同和教育の推進に資する取組を行う。 次の、研究協議を行う。 (1)研修、啓発活動推進に関する事項 (2)情報の提供・交換に関する事項 (3)その他必要な事項	年間指導計画の改善・研修授業の実施校数	市内公立全小中学校(74校)	市内公立全小中学校	人権教育、同和教育を着実に進めるために、各校における研究授業や実践に基づく年間指導計画の見直しと改善が必要であるため。	・市教委学校訪問での指導(年1回、すべての学校を訪問) ・各校における年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	・市教委による授業改善訪問で72校すべてを訪問。「同和教育研究指定地区」の指定校4中学校区で21校では共同参観で授業公開を行った。 ・上越市学校同和教育推進協議会主催の現地学習会(直江津・名立方面)を実施したり、各種研修会への積極的な参加を促した。 ・「学校同和教育研修資料(その37)」の刊行した。	○	・授業改善訪問等を通じて人権教育、同和教育の推進を図る。	→	・平成30年度市学校教育重点説明会において、目指す「人権教育、同和教育」をすべての小中学校に明確に伝達する。 ・人権教育、同和教育に係る授業について「同和教育研究指定地区」の指定校での共同参観授業公開。	上越市人権総合計画	学校教育課
		6	同和教育研究指定地区制度による同和教育の取組	同和教育研究指定地区制度に基づき、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させる。	同和教育研究指定地区制度に基づいて、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させるため。	実施中学校区数	毎年3~4中学校区を指定	5年間で新たに16中学校区を指定(7年間で全中学校区を指定)	7年間で全中学校区を指定することによって、市内すべての子どもが小中学校に通う間に指定研究の取組の対象とする。	指定2年目の大島・浦川原中学校区、直江津東中学校区の成果発表研修会を実施。指定1年目の安塚・三和中学校区、春日中学校区による研究を推進した。 ・予定されていた成果発表研修会(H30年2月13日)は暴風雪のため中止となったが、成果を「学校同和教育研修資料(その37)」として集大成し刊行した。	○	・「同和教育研究指定地区制度」による同和教育の推進。	→	・「地区指定」2年目の安塚中・三和中学校区、春日中学校区、1年目の中郷中・板倉中学校区、城北中学校区による研究推進 ・成果発表研修会の実施。 ・「学校同和教育研修資料(その38)」の刊行。	上越市総合教育プラン 上越市人権総合計画	学校教育課	
		7	学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、学校教育重点説明会、転入・新規採用職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実する。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	学校における人権教育の推進のため、教師自身の意識を高め人権感覚を磨く研修会の開催や、研究会についての情報提供が必要であるため。	研修会等参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	研修内容を各校に持ち帰り実践に生かす。	学校教育重点説明会、転入・新規採用職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実する。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努めるとともに、研修後は各校で確実に復命を行い資料を回覧するように呼びかける。	○	・カウンセリング研修6講座とも高い評価を得ており、事例をもとにした演習やロールプレイ等が多く取り入れられ、体験を通して学ぶことができた。好評であった。 ・学校で抱えている課題、悩み等のニーズに応える講座の設定が望まれている。	→	教職員のニーズに添えて、教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画する。夏期研修3講座、冬期研修3講座を予定する。	上越市総合教育プラン	学校教育課	
2 子どもの権利を大切にできる環境づくり																	
3 子どもが健やかに成長するための取組の推進																	
【評価指標】地域が安全で安心して暮らせると感じる子どもの割合 97%⇒97%以上																	
【評価指標】地域の行事などに参加する子どもの割合 75%⇒78%																	
		1	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学生を対象にボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。	子どもボランティア活動に関する効果的な情報発信回数	年1回	年1回	ボランティアの意義や大切さを伝え、参加を促すことにより、市民が主役のまちづくりの推進に寄与する。	ボランティアだよりキッズの掲載情報を引き続き検討しながら、より多くの小・中学生のボランティア活動を通じて社会参加を促せるような情報を掲載・発信していく。	○	・ボランティアの理解を深めるため、夏休み前の7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小・中学生に配布した。たよりを見て10人が掲載したボランティア・イベントに参加した。 ・市民活動団体が参加するイベント会場で、来場した小・中学生に対し、体験ボランティアの情報発信を行った。	→	・7月の「ボランティアだよりキッズ」に掲載可能なイベントの情報収集・掲載数の追加を行い、参加者数の増加を図る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	共生まちづくり課	
	追	2	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。	・年度末に取りまとめる各学校運営協議会の取組情報 ・学校運営協議会代表者懇談会等の情報交換会	すべての公立小中学校で実施	すべての公立小中学校で実施	学校運営協議会の運営により、学校が家庭や地域と連携して子どもをよりよく育てることができる環境づくりを進める。	ファンリテーションなど、学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、家庭教育支援や、社会に開かれた教育課程、小中連携、一貫教育等の視点から、コミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	○	・学校運営協議会制度を導入して6年が経過した。学校職員も委員も入れ替わることがあるため、今後も意図的・計画的に研修を進める必要がある。 ・これまでの取組の成果と課題を明らかにし、課題克服のための研修内容を工夫する必要がある。	→	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の自主性・主体性を高める視点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・権利基本計画	学校教育課	
		3	職場体験等の実施	地域社会への参加、社会性や望ましい勤労観、職業観を育む学習の一環として中学2年生を対象に職場体験、地域の見学等を行う。	職場体験の受入れ体制など教育条件の整備・充実を図り、キャリア教育の一環としての職場体験を通して、望ましい勤労観、職業観を育み、働くことの意義や自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てる。	ゆめチャレンジ事業で職場体験を実施	すべての中学校の2年生が6日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	地域社会への参加体験を行うことで、子ども自身の社会性や望ましい勤労観、職業観を養う。	上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会を中核に、推進部会や担当者研修会を実施し、活動の意義、事前事後指導の在り方について確認を行った。 ・受入れ応募541事業所のうち、490事業所で全22校の中学校2年生1,499人が5日間の職場体験を実施した。	○	・受入れ事業所が減少傾向にあるため、新規事業所開拓を進めていく必要がある。 ・学校により職場体験の成果に差が見受けられるため、担当者研修会や受入れ事業所説明会の内容を工夫する必要がある。	→	・産業振興課と連携し、各中学校区を中心とした新規事業所開拓を進めていく。 ・担当者研修会、受入れ事業所説明会において、事前事後指導や体験内容について情報交換・情報提供の場を設け、活動の充実を図る。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)			
														関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)			
		4	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに関心を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)	・募集定員に対する申込率 ・参加者の事業終了後の自己目標達成度	・募集人数に対する申込率 1,233人(申込件数)÷864人(募集定員)≒143%	毎年募集人数に対する申込率が上回っていること。 ※他の2項目については平成27年度から把握するため、今後目標とする基準値を設定する。	・児童が興味を持つ内容の体験活動が提供できているかどうかを図る目安として、募集定員に対する申込率としたもの。 ・体験活動への参加を通じて「自己目標の達成度」をアンケートを通じて確認し、事業の実効性を図る。	各講座において、上越市との関係性をより強調できるような内容を検討して実施する。	・定員に対する申込率≒182%(申込人数1,083人÷定員595人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度98%、講座に参加した満足度99%、上越市への興味度98%	○	・地域の特色について、より深く理解できるような学びの機会を提供できるよう取り組みを継続する。	→	・各講座において、なるべく多くの児童が参加できるように講座数の改廃を行うとともに、上越市との関係性をより強調できるように内容を検討して実施する。	・上越市総合教育プラン ・上越市子ども・子育て支援事業計画 ・上越市食育推進実施計画 ・人権総合計画	社会教育課
		5	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みや課題を共有し、自己の課題解決につなげる。	「家庭教育支援講座」を28地区公民館で実施するテーマ学習に位置付け、企画実施する。	・28地区すべての公民館において、子どもとの接し方や食育などをテーマとした講演会を実施した。 ・定員1,535人に対して申込人数1,367人。定員に対する申込率は89%	△	・保護者のほか祖父母世代からの参加もあり、地域での家庭教育に対する意識と知識を高めることができた。今後も継続して開催していく。	→	・有効的に事業を進めるため、保育園及び小学校など教育機関の協力のもと、保護者が多く参加する保育参観や学習参観などの各種行事に合わせて実施する。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		6	青少年健全育成センター事業	街頭指導や環境浄化活動を通して、防犯や非行防止の呼びかけを行い、青少年の健全育成を推進する。	青少年の健全育成、非行防止を図るため、市内を巡回し青少年への声かけによる街頭指導を行う。	青少年健全育成委員が街頭指導「愛の一声運動」で、あいさつを含めた声かけの回数(人)数 ※内容について、あいさつの数は増加に、注意指導の数が減少することが望ましい	年間4,983回(人) 注意・指導623回(人)	年間6,000回(人)以上	青少年へ声掛けをすることにより、地域で見守っている大人がいるという安心感を持たせ、非行防止につなげるもので、例年の目標値を設定したものの、※回(人)数はあいさつ、注意・指導の合算で延べ人数。	青少年健全育成委員の資質向上を目的とする研修会を予定通り4回実施した。 ・4月:街頭指導の心得の研修(53名参加) ・6月:若者育成支援の視察研修(27名参加) ・8月:上越市の青少年育成支援の研修(66名参加) ・10月:街頭指導、青少年支援の視察研修(17名参加) ・街頭指導における育成委員声掛け回数は延べ8,495回(人)、注意・指導回数は379回(人)であり、愛の一声運動を推進できた。	○	・研修会の充実により街頭指導の意義や役割についての認識が浸透しつつあり、成果も上がっている。育成委員の交代に対応できるよう、今後も研修と実践を継続していく。 ・若者育成支援が課題になっている。研修会や支援活動を通して取組の推進を図っていく。	→	・街頭指導の充実策としての「愛の一声運動」8,000人以上を目標に取り組み。 ・困難を抱える若者支援の啓発及び本人・保護者への支援活動に積極的に取り組む。	上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課	
		7	地域青少年育成会議	中学校区単位で設置されている青少年育成会議が、地域の青少年育成に主体的に関わり、学校等の教育機関と連携し、地域の総合的な教育力の向上を目指して地域の特色を活かした活動を行う。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	コーディネーターの資質向上のための研修会実施数	年4回	年4回	育成会議の活動の中核となるコーディネーターの資質向上により、育成会議の活発化と地域での教育力の向上が期待できるため。	コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を年4回実施する。	・計画どおり年4回研修会(うち自主的開催2回)を実施した。 ・7月13日 新任者研修(20人参加)、9月20日 実務研修会(37人参加) ・10月7日 実践発表会、3月6日 八千浦、谷浜・桑取、名立のコーディネーター交流会を実施	○	・自主的に開催するノウハウの習得も含め、コーディネーターの資質向上に向け、取組を継続する。	→	・コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		8	安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害にあわないための知識を習得させ、市民生活の安全・安心の確保を図る。	開催回数	幼稚園・保育園・認定こども園 =37園中36園で実施 小学校=53校中45校で実施(未開催の学校は学校独自で実施)	幼稚園・保育園・認定こども園 =申込のあった園に対し100%実施 小学校=申込のあった小学校に対し100%実施	安全教育指導員を派遣し、自らの身を守るための方法などを指導している。 幼・保は全園の半数を毎年の対象園として希望園に対して実施している。 小学校は1年生を対象学年とし毎年希望校に対して実施している。	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・申し込みのあった幼稚園及び保育園に対し、安全教室を実施する。 ・申し込みのあった小学校に対し、1年生を対象とした防犯教室を実施する。	○	・子どもの安全確保には、親の日頃からの指導・監督が重要であることから、今後も親子教室を継続実施する。 ・専門性を有する指導のため、保育園や幼稚園及び小学校を対象とした防犯教室を実施する。	→	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する保育園、幼稚園に対し、安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象とした防犯教室を実施する。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課	
		9	安全安心まちづくり推進パトロール	犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、児童・生徒の下校時間帯を重点にした市の青色回転灯パトロール車16台による巡回を行う。	街頭犯罪の未然防止及び防犯意識の高揚を図るため、パトロールを実施する。	青色パトロール車16台による、ながらパトロールの実施回数	実施時間数(年間) 1,055時間 実施回数(年間) 16台で762回の運行	週1回以上	青色パトロール車の許可条件である週1回以上の運行を行う。パトロールにより、防犯意識の啓発を図る。	週1回以上のパトロールを実施する。	・木田庁舎2台、各総合事務所1台の合計15台でパトロールを実施した。 ・実施回数:2,195回(週平均2.8回)	○	・週1回以上のパトロールを実施することができた。今後も週1回以上のパトロールを実施する。	→	週1回以上のパトロールを継続する。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
		10	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サルの出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。	安全メール登録者数(件)	5,876件	6,200件	登録件数を増やすことで、市内で発生した犯罪、災害、交通事故等の被害の連鎖を抑止する。	・登録件数を6,500件以上とする。(安全安心まちづくり推進計画掲載事業のため変更不能) ・広報上越等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	・登録者数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯講話等の際に周知を実施した。 ・登録者数:8,964人	○	・引き続き登録者増加に向け、様々な機会を通じ広報を行う。	・登録件数を6,500件以上とする。(安全安心まちづくり推進計画掲載事業のため変更不能。安全安心まちづくり推進計画は平成30年度見直しを行う予定で、新目標を策定中である。) ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども子育て支援事業計画	市民安全課	
		11	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求める子どもを発見した場合に警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。	協力車登録台数	4,536台	毎年、前年度より登録台数が増加	協力車の登録台数の増加により、犯罪の抑止につなげる。	登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	・登録台数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯指導の際に周知、庁用車への協力依頼を実施した。 ・新規登録台数:174台 ・累計登録台数:5,178台	○	・広報上越、防犯講話での広報活動を実施するとともに市所有の庁用車に対し、協力依頼をしたことで増加となった。更なる広報活動を実施する。	・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども子育て支援事業計画	市民安全課	
4 誰もが等しく権利を享受するための支援						【評価指標】必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合 12%⇒6%											
		1	子ども発達支援センター(児童発達支援事業)	乳幼児の発達及び発育を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達を促す療育サービス等を提供する。また、日常生活場面で障害等を理由に活動や参加が制約されることがないようその子なりの活動参加に向けた環境調整等を図る。	事業が日常生活の生きる力につながるよう、関係者と方向性を共有した中で支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画の作成割合	100%	100%	療育サービスを提供する乳幼児に対し個別支援計画(親や在籍園等と共有)を作成し、定期的に内容を評価していくことで、子どもを中心とした一貫した支援に繋がっていくことができるため。	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	○	・今後とも、保護者や園等との情報共有及び連携を図っていくことにより、適切な支援計画の作成と療育サービスの提供を実施していく。	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども子育て支援事業計画	子ども発達支援センター		
		2	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	広報誌による制度の周知回数	年1回	年2回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者の申請を促す。	申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の周知を行った。	○	・市民課等と連携し、ひとり親になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・法改正に伴い、平成30年8月分～の手当額について、本人所得にかかる手当額算定の制度拡充を行う。	上越市子ども子育て支援事業計画	子ども課	
		3	子ども医療費助成事業	入院、通院ともに0歳から中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。 ※平成28年9月より、対象者を高校卒業までの子どもに拡充した。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的な負担を軽減する。	申請漏れ件数	0件 住民票異動リストとの突合により確認する	0件 住民票異動リストとの突合により確認する	対象となるすべての子どもが医療機関に受診しやすい環境を整える。	・引き続き市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	・出生及び転入による受給資格者について、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。 ・平成30年9月診療分から、未就学児の受診にかかる自己負担金を無料化する。	上越市子ども子育て支援事業計画	子ども課	
		4	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため医療費助成を行うとともに、母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成する。	医療費助成を行うことで、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減する。合わせて、ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。	制度の周知回数	年2回	年4回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者・未利用者の申請を促す。	引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行う必要がある。新規申請者及び現況届出時に「無職」のひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。(4月、12月定期支払通知、7月現況届書類送付、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封) ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを配布した。 ・自立支援プログラム作成: 7件 ・自立支援教育訓練給付金:10件 ・高等職業訓練促進給付金:6人	○	・自立支援プログラムの作成件数は伸びなかった。一方、ハローワークの就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数が目標の40件に対し52件の実績となっており、就労を希望するひとり親はハローワークの就労支援を受けたものと考えられる。	・引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行っていく。新規申請者及び現況届出時に「無職」や所得の低いひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、平成30年9月からの子ども医療費助成の拡充に伴い、随時周知を図る。	上越市子ども子育て支援事業計画	子ども課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
														→	→		
		5	私立幼稚園教育振興事業	公立・私立間の保護者負担の格差是正を図り、もって私立幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園及び園児保護者へ助成を行う。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。	申請漏れ件数	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	公立・私立間の負担均衡を図ることを目的としているため、周知不足を理由とした申請漏れによる補助金未受給を無くす必要があるため	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。	幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努め、当該保護者全員に必要な補助を行った。	○	幼稚園に対して追加申請の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	→	満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になり得る人が未申請とならないよう周知を徹底する。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	教育総務課
		6	就学支援委員会	・特別な教育的支援を要する児童生徒の自立と共生を目指す特別支援教育を推進する。 ・特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、上越市就学支援委員会を置く。 ・幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援策についての提言を行う。	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図る。	管理職や就学相談員に国の就学基準に基づいた判断や支援策について周知徹底し、適切かつ円滑な就学支援が行えるようにする。 就学支援委員会を開催し、個々のケースについて慎重に審議を行う。 幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援策についての提言を行う。	実施	継続実施	管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援策を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、合意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行ったりすることができるため。	就学相談員向け、コーディネーター向け、管理職向け研修会を年度当初に開催し、就学相談の目的や方針について周知を図る。 子ども発達支援センター等関係機関との連携を進め、円滑に相談が行えるようにする。	就学相談員悉皆研修を1回、検査専門相談員を対象とした研修を3回実施し、知識・技能を高めることができた。 ・昨年度よりも47件幼児の就学相談が増えたが、就学アドバイザーと子どもの発達支援センターとの連携で、円滑な支援が行えた。	○	就学相談の件数が増加傾向にあり、就学相談員への負担が増えている。	→	管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援策を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、合意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行う。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
		7	特別支援学級	小・中学校に特別支援学級を設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実させる。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実させる。	実施	継続実施	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実させる。	・新任特別支援学級担任向け研修会を実施し、特別支援学級の目的、運営等について周知を図る。 ・特別な支援を要する児童生徒に対し、身辺自立の支援を行うため、介護員を配置する。	・新任特別支援学級担任向け研修会を実施し、専門性を高めることができた。 ・介護員を配置し、特別支援学級での教育活動が、安全かつ一人一人の実態に即した支援ができた。	○	・支援方法や自立活動への意識は高まってきたが、一人一人の実態に即した授業へのつながりを明確にするなど工夫が必要である。	→	就学支援委員会の判断を基に就学相談により、個々の児童生徒の状態に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実させる。		学校教育課
		8	学習指導支援事業	教育補助員や介護員配置を行い、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じた職員配置人数	教育補助員72人(小中) 介護員71人(小中)	教育補助員67人 介護員69人 ※特別な支援を要する児童・生徒数が児童・生徒の総数に比例して減少傾向にあり、教員補助員・介護員の配置人数も減少	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じた教育補助員・介護員を適正配置することで、きめ細かい指導を行う。	・継続して年2回の研修会を実施し、資質の向上を図る。 ・教育補助員が授業担当者の指示を受けて個別指導を行う「取り出しの学習指導」を実施している学校を訪問し、教育補助員の指導や支援に対する助言や、学校体制に対する指導を行い、効果的な指導ができるようにする。	・年2回の研修会を行い、支援方法等の知識や技能を高めることができた。 ・教育補助員74人、介護員76人、学校看護師2人を配置した。	○	・学校からの要望調査では、支援の必要な児童生徒数に対して教育補助員の人数が不足していることから計画的に増員していく必要がある。	→	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じ、教育補助員・介護員を適正配置することで、きめ細かい指導を行う。		学校教育課
		9	奨学金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	学資の貸付を通じ、教育の機会均等を図る。	制度周知回数	年1回	年1回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	制度の周知を徹底する。 周知方法：学校へ募集要項等送付(中学校、高校、専修学校、大学)、広報上越への掲載、ホームページへの掲載。 応募者の増加を目指し、制度の周知方法の検討及び応募要項等の見直しについて検討する。	・新規貸付者：平成29年度、新たに6人へ貸付を行った。 ・累計貸付者数：34人、大学院2人、大学18人、短大1人、高校12人、専修1人 ・周知回数：奨学金募集のタイミングで、広報上越、ホームページでの周知に加え、市内の中学・高校をはじめ近隣の高校、県内および近隣の大学、専門学校等95余りの学校等に募集要項の配置を依頼した。また、県奨学金ガイドにも掲載した。合計周知回数：3回	○	・制度を拡充したことで、制度の対象となる人が増加した。制度を必要としている人が漏れなく申請できるようにするため、今まで以上に制度の周知を徹底する必要がある。	→	制度の周知を徹底する。 ・周知方法：学校へ募集要項等送付(中学校、高校、専修学校、大学)、広報上越への掲載、ホームページへの掲載。 ・周知回数：年3回		学校教育課
		10	就学援助費補助事業	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法に定める援助を行い、保護者の収入状況にかかわらず、等しく平等な教育を受ける機会を保障する。	制度周知回数	年3回	年3回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	・4月・9月・1月に市内小中学校に在籍する全児童生徒に制度案内を配布し、随時申請を受け付けた。 ・制度の周知回数：年3回	○	・制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒に援助費を支給し、経済的支援を行うことができた。	→	年3回(4月、9月、1月)に市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	
		11	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	制度周知回数	1回 【参考】H26実績 小学校21,356千円 中学校36,817千円	2回	学校経由で制度周知を図り、確実に対象地域の児童・生徒の通学補助申請ができるようにする。	学校を通じた制度の周知を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるようにする。	・通学の支援を必要とする児童・生徒の保護者に対し、学校を通して制度の周知を2回実施した。 ・学校を通じた制度の周知を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるように努めた。	○	・対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒への通学補助ができるようにするため、引き続き学校を通じ、制度の周知を実施する。	・学校を通じた制度の周知を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるようにする。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
		12	上越市自立支援協議会の運営	・障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行う。 ・協議会に子ども関連の部会を設置し、幼児期から学童期までの課題について検討する。	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに向けた事業を実施する。	子ども関連部会における目的の達成度	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目標が達成されることで、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりに寄与する。	自立支援協議会の専門部会として、引き続き月1回開催し、地域課題を抽出・整理し、課題解決に向けて関係機関と連携し、福祉施策に反映させる。	・子ども関連部会を9回開催した。(4/24、6/28、7/11、8/7、9/4、10/2、11/6、12/4、3/5)障害児の福祉に係る地域の課題を抽出し、解決のための検討や事業実施を行った。 ・実施内容: ①課題検討:放課後等デイサービス利用に関すること、こどもハンドブック再編に関すること、児童に関する相談窓口の整理に関すること、保護者等への障害福祉サービス等の情報提供に関すること ②障害児の放課後活動の場づくり(バスケットボールの実施) ③障害福祉事業所合同説明会の企画・運営	○	・抽出した障害児支援に関する課題の解決に向けた検討により、市の事業実施の参考となった(放課後等デイサービス)。 ・障害児の放課後活動の場として、バスケットボールの実施については、自主的活動に移行した。 ・障害福祉事業所合同説明会の開催により、障害児の保護者や特別支援学校教諭に対するサービスの理解促進が図られた。	・自立支援協議会において、障害者福祉計画に定めた障害児支援体制の整備に関する検討を進めるほか、引き続き、障害児の保護者に対する意識啓発の継続的な実施について検討を進めていく。	上越市障害者福祉計画	福祉課
		13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施した。 ・受給者数:年間延べ443名(定期支払平均110名)	○	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施したことにより、スムーズな申請手続きが図られた。	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性のある窓口対応の際、制度の周知徹底を図る。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	・身体障害者手帳及び療育手帳を新規に交付する際に制度周知を実施したことにより、スムーズな申請手続きができた。 ・受給者数:349名(H29.11月定例支払分) ※H29.12.31受給権者数:355名	○	・該当になりそうな児童の保護者に対して、保健師や医療機関の相談員等関係機関と連携を図りながら、制度の周知を徹底することができた。	・対象となる方が申請漏れとならないよう、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度の周知徹底に努める。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		15	通所交通費の助成	施設等へ定期的に通所する障害のある児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成する。	身体・知的・精神に障害のある児童の保護者に対し、通所交通費に係る経済的負担を軽減することにより、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようにする。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する	通所利用者への申請時の声掛け	継続実施	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する	・既に制度を利用されている方について、申請漏れがないよう、他の福祉サービスを申請される際に声掛けを行い、窓口において周知を図るよう努めた。 ・利用件数:1,215件	○	・手帳を持たない方への情報提供が難しい。関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する。	・チラシを作成し、小児科の待合場所等に掲示してもらい情報提供を行う。また、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する。	上越市障害者福祉計画	福祉課
		16	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を促進する。	活動の提供場所	障害児日中一時支援事業による活動の場の提供	指定放課後等デイサービス事業所による活動の場の提供	利用者のニーズを汲み取り、サービス提供の場の移行を図る。	利用者のニーズを汲み取り、サービス提供の場の移行を図る。	・放課後等デイサービスの定員超過時に、日中一時サービスへの振替を行うことにより、障害のある児童等への活動の場を提供した。 ・利用人数:36人	○	・放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度 目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)					
3 子どもの権利の侵害からの早期救済																	
5-① 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(いじめ)						【評価指標】いじめを受けたとき、相談できなかった子どもの割合 35%⇒11%											
重点施策						【評価指標】市のいじめ対応について満足していない人の割合 25%⇒12%											
	1	新		いじめ問題対策協議会の運営	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため。	協議会開催回数	なし	年2回開催し、啓発や対策の評価と改善を行う	関係機関の取組計画と取組状況、成果や課題を共有し、常に有効な取組を推進するため	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決できるよう、上越市いじめ問題対策連絡協議会を年2回実施する。	6月に第1回いじめ問題対策連絡協議会を開催し、上越市いじめ防止基本方針の確認、情報共有等を行った。 2月に第2回いじめ問題対策連絡協議会を開催し、上越市いじめ実態、来年度の取組等の情報交換を行い、各機関の成果と課題を明らかにしてきた。	○	いじめの防止啓発、早期発見・早期解決のために、今後も関係機関が上越市のいじめ問題の課題を共有して連携できるようにする。	いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、上越市いじめ問題の課題を共有し、関係機関の連携を深める。	上越市いじめ防止基本方針	学校教育課
	2	新		いじめ防止対策等専門委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ防止対策等専門委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査などを行う。	いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究するため。 ・重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	いじめ防止等のための教育委員会の取組の審議及び、重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	いじめの重大事態が発生した場合は、調査を行う。 教育委員会の諮問によつて、上越市いじめの実態、市内のいじめ事例を専門的知見から検討する。	○	・今後も、重大事態の調査、いじめ問題の分析等を専門的知見から検討できるようにする。	いじめの重大事態が発生したとき、調査を行う。 また、年1回、委員会を開催し、次年度の、いじめ未然防止や早期発見、早期解決に係る施策について審議する。	上越市いじめ防止基本方針	学校教育課	
	3	新		いじめ問題再調査委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ問題再調査委員会」を設置し、法に規定する調査を行う。	いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う。	○	・必要に応じて委員会を開催できるようにする(任期:H29.11.12～H31.11.11)	いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う。	上越市いじめ防止基本方針	総務管理課	
	4	追		教員の指導力向上	学級活動、児童会活動、生徒会活動等による児童生徒の自主的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力向上を図るための研修会を企画・開催する。	児童生徒の自己肯定感や所属意識を高め、他を尊重する態度を高くするための指導力を高められるよう支援する。	研修会の実施回数	3回	3回	特別活動を中心に、子供の主体性を発揮させ、集団生活への満足度を高めるとともに自己肯定感を高めることが、いじめを生まない土壌となる。そのため理論や方法論を実践から学ぶことが教師に求められているため。	指導者を招いて、3回講座を実施する。公開授業、協議、指導。9月26日中学校(学級活動)、9月27日小学校(学級活動)、2月9日中学校(国語)。	○	・参加者全員が、「大変有意義だった」と回答した。実際の授業を参観しての研修会は教員の指導力向上につながる。 ・会場外からの参加者が少ないことが課題である。	・学級活動の授業を参観・協議し、指導者の解説や講義を通じ学級の組織づくり、学級集団づくりについて実践的に学んでいくようにする。 ・研修会のねらいや意義を広く知らせ、参加者を増やす。	上越市総合教育プラン 上越市学校教育実践上の重点	学校教育課	
	5			やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。 ※やすづか学園…小学4年生から中学3年生までのいじめや不登校に悩む児童・生徒を対象とした全寮制フリースクール	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒が、いきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援する。	運営費の補助	学園の継続(事業の継続)	学園の継続(事業の継続)	適正な運営がなされ、子どもたちの本来の元気を回復させ、在籍校への復帰や進学を支援していただく。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	○	・在籍児童・生徒11人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。 ・5人が修学し、希望する進路に進むことができた。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課	
	6	追	拡	子どもに対する各種相談窓口の周知	子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。	子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。	「えがお」での相談窓口の周知	実施 (平成26年度より相談窓口を追加記載)	継続実施	全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。	中学生版「えがお」を中学3年間に改訂し、中学3年までに継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。 (平成29年度から市立全中学校で実施)	○	・中学生版「えがお」を中学3年間に改訂し、義務教育9年間で継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。 ・相談窓口を掲載した「えがお」の学習を行って、相談場所の周知を図ることができた。	小学校、中学校において「えがお」の学習を行い、「えがお」に掲載の相談先を子どもに周知する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課	
5-② 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(虐待)						【評価指標】子どもを虐待していると思う保護者の割合 13%⇒9%											
重点施策						【評価指標】市の子ども虐待対応について満足していない人の割合 19%⇒9%											
	7			上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携して虐待予防の啓発と早期発見に努めるとともに、情報を共有しながら保護者や関係者へ適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、重症度判定基準に沿った支援・管理ができたかを評価する。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定基準に沿った指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定基準に沿った指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定基準に沿った指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定基準に沿った指導・支援を行っている。	○	・代表者会議、全体会議等の他に、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年151回実施(検討児童数159人)した。	・要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、虐待防止ハンドブックに掲載したアセスメントシートを活用し重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	・要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、虐待防止ハンドブックに掲載したアセスメントシートを活用し重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 人権総合計画	すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
		8	拡	虐待予防の啓発活動	11月の虐待予防推進月間を中心に、啓発物品の配布、広報紙やホームページへの掲載により市民への意識啓発を行うほか、様々な機会を通じて虐待予防の啓発チラシを配布する。	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	周知の方法	広報紙掲載回数 年1回 啓発チラシの作成 なし	広報紙掲載回数 年1回以上 啓発チラシの作成 実施	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、広報紙への掲載やラジオ放送及び啓発チラシを学校・保育園等に配布し、児童虐待防止啓発に取り組む。	・広報上越に児童虐待や相談窓口について掲載した。 ・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越に掲載した。 ・国が作成するポスター、リーフレット等を開発機関へ掲示及び設置した。 ・虐待防止ハンドブックを改訂し関係機関に配付した。	○	・国が作成するポスター、リーフレットの掲示及び設置対象について、今年度から町内会も含めた。 ・虐待防止ハンドブックを改訂し、配付対象を今年度から通信制高校を含め広く配付した。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越へも掲載する。 ・県が作成するポスター、リーフレット等を開発機関へ掲示及び設置する。 ・虐待防止ハンドブックを活用し、虐待の早期発見・予防に取り組む。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	すこやかなくらし包括支援センター
		9		家庭相談員の配置	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ、情報提供を行うことで、虐待の予防や早期発見に努め、合わせて虐待を発見した場合に迅速・適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や虐待の早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全育成を図る。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じている。 ・県主催の研修会に参加した。 ・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣：4回 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣：4回 ・民生委員・児童委員を対象とした研修会への講師派遣：1回 ・被虐待児童数：428人	○	・被虐待児童数は年々増加(H28年度329人)している。 ・保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施することで、虐待の早期発見・予防に取り組んでいる。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター
		10		児童虐待に関する研修	保育園や子育てひろばの保育士、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に、児童虐待に関する研修会を実施する。	子どもとの関わりが深い実務者の資質向上を図り、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。また、児童や保護者への適切な対応を行う。	研修会参加者数	各園・学校1名以上の参加	各園・学校1名以上の参加	毎年、全小中学校・全保育園等の実務者1人以上が研修に参加(5年間で約690人)することで、各学校・保育園等において児童虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	引き続き、全小中学校、全保育園から1人以上参加とする児童虐待に関する研修会を年1回開催し、虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 ・4月28日 私立保育園長：20人参加、5月8日 公立保育園長：47人参加、6月29日 保育園・認定こども園、母子支援施設、関係課職員：69人参加、7月18日 私立幼稚園長会議：10人参加 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 ・4月13日：12人参加、10月12日：72人参加、3月7日、14日：73人参加 ・その他 民生委員・児童委員：21人参加、中学生(総合的な学習の時間に関する現地学習)：4人参加	○	・引き続き、全小中学校、全保育園から1人以上参加とする児童虐待に関する研修会を年1回開催し、虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター	
		11	追 拡	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整する。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	100%	100%	依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介し、育児の相互援助活動を推進する。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介できる。広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・各種団体等を対象に説明会を行った。(年40回) ・提供会員養成講座を年4回開催した。(延べ参加者数：109人) ・提供会員の紹介割合：100% ・会員数(3月末現在) 依頼会員 426人 提供会員 212人 両方会員 53人 合計 691人	○	・各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で43人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市子どもの権利基本計画	こども課
		12	追	ファミリーヘルプ保育園の運営	家庭において、一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	保護者の育児疲れの解消や急病時など、緊急又は一時的な保育ニーズに対応する。	ファミリーヘルプ保育園の利用申込数に対する受入れ状況	100%	100%	利用要件に合致した場合については100%受け入れることで、緊急及び一時的な保育ニーズに対応し、児童を安心して預けられる環境整備が図られるため。	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 【利用申し込み数に対する受入率】 100% 【延利用者数】 8,852人 前年比576人の増	○	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供できた。 ・利用申し込み数に対し100%受け入れすることができた。	・引き続き利用申し込みに対する受入体制を確保し、利用要件に合致した場合には100%受け入れ、必要なサービスを提供する。	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	保育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)			
		13	追	病児・病後児保育	保育園、幼稚園及び小学校1～6年生に在籍している児童が病期中及び病後回復期にあって、集団保育が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を図る。	病気の回復期に至っていない児童及び病気の回復期にあって、集団保育が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を図る。	病児・病後児保育室の利用申込数に対する受入れ率	100%	100%	病児・病後児保育室の利用希望に対して、100%受け入れることで、専門スタッフにより病児等の子どもが安心して保育等を受けられる。	利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申込みに対して、100%受け入れる。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・利用申込数に対する受入率：100% ・延利用者数 ①病児保育室：3,370人 前年比236人の減 ②病後児保育室：1,286人 前年比25人の減	○	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供できた。 ・利用申込みに対して、100%受け入れが行えた。	→	上越市子ども子育て支援事業計画	保育課
		14	追	親子コミュニケーション支援	子ども発達支援センター利用者への保護者を対象に、子どもの特性に合わせた対応方法の習得をグループワーク形式で行うほか、孤立感や不安感の軽減につながるよう、保護者同士の交流や意見交換の場を提供する。	親子間のコミュニケーションがよりスムーズにとれるよう、それぞれの家庭での個々具体的な行動や場の状況における子どもとのより良い関わり方について一緒に考える。また、同じ悩みを抱える親同士が話し合い等をする中で、孤立感の軽減や今後の仲間同士のサポートグループづくりにつなげていく。	開始前後のアンケートにて評価	・悩みを話すことができた と回答した割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	・悩みを話すことができた と回答した割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	保護者が学び、保護者同士で交流をもつことで、子どもの特性理解や子育ての不安が軽減され、子どもに対して落ち着いた対応が行える。	・就学前、就学後それぞれ1グループ(6～8名)ずつ計2グループの親子コミュニケーション支援を行う。 ・私立保育園・幼稚園、認定子ども園を対象に事業を拡充し、一層の切れ目ない子どもの育ちの支援を実施していく。	○	・私立保育園・幼稚園に基本的な親子コミュニケーションの実施を働きかけ、私立保育園・幼稚園で5園実施した。 ・今年度から市職員だけでなく、私立保育園・幼稚園職員を含めたスタッフ研修を開催した。	→	上越市子どもの権利基本計画	子ども発達支援センター すこやかなくらし包括支援センター	
		15	追	配偶者等からの暴力(DV)被害者及びその同伴児への支援	関係部局をはじめ、新潟県配偶者暴力支援センターや警察とのネットワーク強化を図り、DV被害者及び同伴児童の支援に努める。	被害者の安全確保と同伴者の支援に努めることにより、安心した生活を送れる状態にする。	相談員の資質向上のための研修会参加	県などが主催する研修会等へ7回参加し、資質の向上及び他市との連携構築に努めた。	年5回参加	研修会への参加は、単に資質向上だけでなく、相談業務という特殊性から、他市等の相談員との連携・ネットワークづくりが重要であるため。	・寄せられる相談に対し、相談員が適切・的確に対応していくため、県などが主催する研修会・講座へ継続的に参加し、スキルアップと他市との連携体制の継続を引き続き図っていく。	○	・DVに起因する緊急一時保護事業が継続的に発生しているほか、庁内関係課や関係機関と連携・協力し、支援に当たるケースが増える傾向にある。	→	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)	
		16		母子生活支援施設	生活の支援が必要な母子を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるよう支援を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。			引き続き、生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援を行う。	・生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援を行った。 ・年度末現在の措置状況 ・入所：4世帯 ・退所：5世帯 ・上越市措置世帯数：6世帯	○	・施設と情報共有し、入所者と面談を実施し、早期自立できるよう支援した。	→	上越市子ども子育て支援事業計画	子ども課	
		17		若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。			・平成29年4月より指定管理者が業務を行うが、引き続き児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導及び施設内外の環境整備を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事に参加するほか、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。	・指定管理者と情報共有、連携し、児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行った。 ・施設では、入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事(町内会まつり)に参加、施設内行事(若竹ふれあいDAY、キャンプ、若竹まつり)を実施した。 ・第三者評価受審の年であったため、利用者調査、訪問をした。(8月) ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(8月)、連携会議(年4回)を開催した。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行った。 ・入所児童のアンケートを実施した。(2月)	○	・児童が日常生活の中でいろいろな体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援する。	→	上越市子ども子育て支援事業計画	子ども課 (若竹寮)	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)				
		18	追 拡	大人への各種相談窓口の周知	大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	なし	実施	相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。	・各種相談先を掲載した、子どもの権利啓発チラシを配布した。 ・すこやかなくらし支援室にて配布する啓発チラシに、児童虐待の通報先、相談先を掲載した。 ・要保護児童対策地域協議会発行の「上越市子どもの虐待防止ハンドブック」に子育て・虐待等に関する相談先を掲載し、関係機関に周知した。 ・広報紙、ホームページ、FM-Jで機会を捉え周知した。	○	・広報上越11月1日号で、上越市子どもの権利条例について掲載し、子どもの権利の周知を行った。 ・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。	→	・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
6 相談体制の整備						【評価指標】相談窓口の充実について満足していない人の割合 19%⇒9%												
重点施策						【評価指標】相談できると感じる子どもの割合 85%⇒95%												
		1		保育園での相談	保育園において、常時、子育て相談に応じ、助言・その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じることで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	保育園において、常時、相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	・ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載した冊子を配布した。 ・保護者からの相談に対する対応実施率:100% ・相談件数:2,329件	○	・保護者からの相談に対応し、ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載した冊子を配布した。	→	・引き続き、こどもセンターの催しでの事業周知を行い、子育て支援サイト等を活用し、事業周知を図る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課 保育課
		2		子育てひろばでの相談	子育てひろばにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開設し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	子育てひろばにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	・ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載した冊子を配布した。 ・保護者からの相談に対する対応実施率:100% ・相談件数:2,329件	○	・保護者からの相談に対応し、ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で、相談窓口を掲載した冊子を配布した。	→	・引き続き、出生届などの各種手続きやこどもセンターの催しで、案内チラシを配布し、事業周知を図る。 ・子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」を活用し、事業周知を図る。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		3		こどもセンターでの相談	こどもセンターにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開設し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	こどもセンターにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	・子育ての不安感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施した。 ・相談件数:2,057件	○	・地域の身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		4	追	子育てインフォ事業	転入者や初めて子育てをする親など、子育てに関し不安を抱える保護者に対して、地域資源の紹介や子育てサービスのコーディネート、諸手続きやサービス利用時の同行支援を行う。	子育て世帯が感じる不安感・負担感の軽減を図る。	周知機会	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・転入者・出生者へ事業を周知することで、相談の利用が促され、潜在化する保護者の子育て不安の軽減・解消を図る。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊婦等を対象に、出産後の子育て等に関するセミナーを年2回開催する。	○	・転入手続きや妊娠届の際に、子育てに関する情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布した。 ・保育園等の入園に関するセミナー(7月)を計3回実施した。(参加者数:122人) ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナー(6月、12月)を実施した。(参加者数:34人) ・利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合:100%	→	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	
		5	追	家庭相談員による相談	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談、情報の提供、助言・指導を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防及び虐待の早期発見につなげる。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	○	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県主催の研修会に3名の家庭相談員が参加した。 ・H29年度被虐待児童数:428人	→	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度		関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
		6	新	フリーダイヤル相談電話の導入	子どもの権利侵害に関する通話料無料の相談電話の導入を検討する。	子どもの権利侵害に対して速やかで効果的な救済・回復を支援する。	フリーダイヤル相談電話の導入・開設	なし	開設	相談電話をフリーダイヤルとすることで、市民がより相談しやすい環境を整える。	引き続き、フリーダイヤル相談電話の導入を検討するも、相談しやすい情報ツールを合わせて検討する。	・市で業務を委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間受け付ける相談電話を設置できている。 ・相談件数72件(うち、夜間・休日受付22件)	○	・フリーダイヤル相談電話の導入・開設には至らなかったが、市で業務を委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間受け付ける相談電話を設置し、いつでも相談できる体制を整えることができる。またH30.2月～メールによる相談受付開始。H30.4～中高生を対象に午後7時～午後10時の間、LINEを活用した相談を実施。これらの相談先について児童・生徒への周知を図る。		こども課	
		7		思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談及び来所相談に応じる。(週5回開設)	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、次世代を担う思春期における知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。	相談先の周知回数	思春期保健事業時に1回	思春期保健事業・命きずなを考える講座において相談先を周知する。	機会をとらえて相談窓口を周知し、中高生からの相談に応じることで思春期における不安の軽減と正しい知識の普及を図る。	思春期保健事業及び命きずなを考える講座において相談窓口を周知する。	・高校生を対象とした思春期保健事業を10校、中学生を対象とした命きずなを考える講座を18校において実施し、相談先の周知を図った。	○	・思春期保健事業及び命きずなを考える講座において、思春期の相談窓口を周知することができた。	・高校生・中学生を対象とした講座を継続実施し、思春期の相談窓口の周知を図る。	上越市健康増進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
		8	追	女性相談員による相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談、助言・指導を行う。	・相談機関の存在を知らずに悩みを抱えている人に相談窓口について周知し、相談者の安心・安全を図る。	相談窓口の周知	・年4回(6、9、12、3月)町内会を通じて、情報紙「ウイズじょうえつ」で女性相談窓口の周知を行った。また9月号では、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発記事を掲載した。 ・市ホームページで女性相談窓口の周知を実施した。	情報紙「ウイズじょうえつ」やホームページでの周知	相談窓口を周知することで、潜在的に悩みを抱えている人に対して、身体的暴力だけでなく暴力もあることを認知させるとともに女性相談窓口の存在を知ってもらうことで、市民の不安解消と安全確保を図る。	・引き続き相談窓口の周知を図っていく必要があるため、情報紙や啓発資料を作成・配布する。 情報誌(10,000部×年4回)、女性相談カード(2,000部)、若年層向けのデートDV防止啓発小冊子(3,000部)	○	・女性相談窓口の認知度が低下傾向にあることから、引き続き情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民への周知を図る必要がある。	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)	
		9		教育相談等事業	・学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話による教育相談「子どもほっとライン」、面談での教育相談「来所相談」により、児童生徒・保護者等の友人関係や生活などの悩みの軽減、解消を図る。 ・不登校児童生徒適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言・支援を行う。	・いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。 ・不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。	不登校児童生徒適応指導教室通級生の学校復帰、希望進路の実現度	学校復帰 66.7% 希望進路の実現度 90.0%	学校復帰 70.0% 希望進路の実現度 100.0%	全ての児童生徒が、元気に学校生活ができるようにしたい。そのために、教育相談活動の一層の充実とともに、通常の学校生活を実現できずに困っている全ての児童生徒が、学校復帰、あるいは希望する進路に進むことができるようにすることを目標として取り組む。	・保護者や校長、学級担任等と連絡の機会を増やし、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かす。 ・通室する児童生徒や保護者に寄り添った相談やきめ細やかな指導・支援を行い、自信をもたせ、集団への適応能力の向上につながるようにする。	・適応指導教室通室児童生徒数:26人 ・学校復帰:73.1% ・希望進路の実現度:100% ・保護者との情報交換の機会を学期毎に設け、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かすことができた。	○	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の受容等を捉えて、これまでに以上に積極的に取り組む必要がある。 ・適応指導教室通室児童生徒に自信をもたせ、集団への適応能力の向上につながるために、それぞれの考えや要望をこれまで以上に尊重し、学習や活動に生かす必要がある。	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の受容等を捉えて、これまでに以上に積極的に取り組む必要がある。 ・通室児童生徒の考えや要望を尊重する等のそれぞれに対応したきめ細やかな指導・支援を行い、自信をもたせ、集団への適応能力の向上を図る。	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課(教育センター)
		10	追	JAST(じょうえつあんしんサポートチーム)	いじめや虐待問題に迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を強化する。	学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期に解決できるようにする。	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、早期解決が図られた割合	56%	毎年、早期解決の割合が前年度より向上	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携することで、解決が困難なケースを解決することができる。	・すこやかなくらし包括支援センターとの一層の連携を図り、生徒指導上の課題解決に向けた学校の支援を充実する。	・JAST相談件数:250件 ・早期解決率:56.0% H29新規受理件数:250件 内早期解決:140件 適応相談室通室数:14人 通室延べ回数:156回 ・虐待通告研修10月実施 ・参加人数:72人(悉皆研修)	○	・課題解決が困難なケースには虐待や発達障害など複雑な要因があり、専門的な知識がある職員への対応が不可欠になっているため、JASTのチームやすこやかなくらし包括支援センターなどの連携を図り、問題のある家庭の効果的な支援を図る。	・学校だけでは解決が困難なケースに対してチームを派遣し、ケース会議の実施や適応相談室での指導を通して効果的な支援を行い、課題解決を図る。 ・すこやかなくらし包括支援センターとの連携を図り、問題のある家庭の効果的な支援を図る。		学校教育センター

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H29年度				H30年度	関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
		11	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	子どもに関する相談・支援を行い、関係機関と連携し、問題の早期解決に努める。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。	各種研修を利用し、必要な知識の習得や対応方法を学ぶ	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	各種研修を充実させることで、近年、多様化・複雑化している子どもたちをめぐる課題について、理解を深めるとともに、児童委員活動の一層の充実を図ることができるため。	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	・8/8市民児協連児童部会(ファミリーサポートセンターの利用方法・利用状況についてなど)：主任児童委員32人出席 ・9/14～15全国主任児童委員研修会：主任児童委員2人出席 ・12/21児童虐待防止研修会：主任児童委員6人出席 ・1/24～25：全国児童委員研究協議会：市民児協連代表1人出席 ・2/9児童委員活動研修会：児童委員・主任児童委員20人出席 ・3/16主任児童委員活動研修会：主任児童委員5人出席	○	・引き続き、研修等を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深める。 ・主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	→	・常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		(12)	(追) (拡) 各種相談窓口の周知 (事業No.5-6、5-18の再掲)	・子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。 ・大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	・子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。 ・大人に対して相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・「えがお」での相談窓口の周知 ・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	「えがお」での周知：実施 広報紙やホームページでの周知：なし 虐待予防の啓発チラシでの周知：なし	「えがお」での周知：継続 実施 広報紙やホームページでの周知：実施 虐待予防の啓発チラシでの周知：実施	・全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。 ・相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・中学生版「えがお」を中学3年間に改訂し、中学3年まで継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。 (平成29年度から市立全小中学校で実施) (再掲) ・引き続き、乳幼児健診会場や、子どもセンター等で啓発チラシを配布する。(再掲)	(再掲) ・11月～12月にかけて、市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所の周知を行った。 ・各種相談先を掲載した、子どもの権利啓発チラシを配布した。 ・すこやかなくらし包括支援センターにて配布する啓発チラシに、児童虐待の通報先、相談先を掲載した。 ・要保護児童対策地域協議会発行の「上越市子どもの虐待防止ハンドブック」に子育て・虐待等に関する相談先を掲載し、関係機関に周知した。 ・広報紙、ホームページ、FM-Jで機会を捉え周知した。	○	・相談窓口を掲載した「えがお」の学習を行い、相談場所の周知を図ることができた。(再掲) ・広報上越11月1日号で、上越市子どもの権利条例について掲載し、子どもの権利の周知を行った。(再掲) ・引き続き、乳幼児健診会場や、子どもセンター等で啓発チラシを配布する。(再掲)	→	・義務教育9年間で継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。(再掲) ・引き続き、乳幼児健診会場や、子どもセンター等で啓発チラシを配布する。(再掲)	上越市子ども・子育て支援事業計画	子ども課
全71事業		新	追	拡													
		4	17	13													

1 目的

「子どもたちが健やかに育つための環境づくり」を推進するための『上越市子育て支援総合計画』（上越市版エンゼルプラン）を策定し、総合的・計画的に進める。

2 現状

現在、2つの計画で子ども・子育て支援を推進

① 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援に関する施策の推進

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援の提供体制」の確保

② 子どもの権利基本計画

子どもの権利に関する施策の総合的・計画的な実施と推進

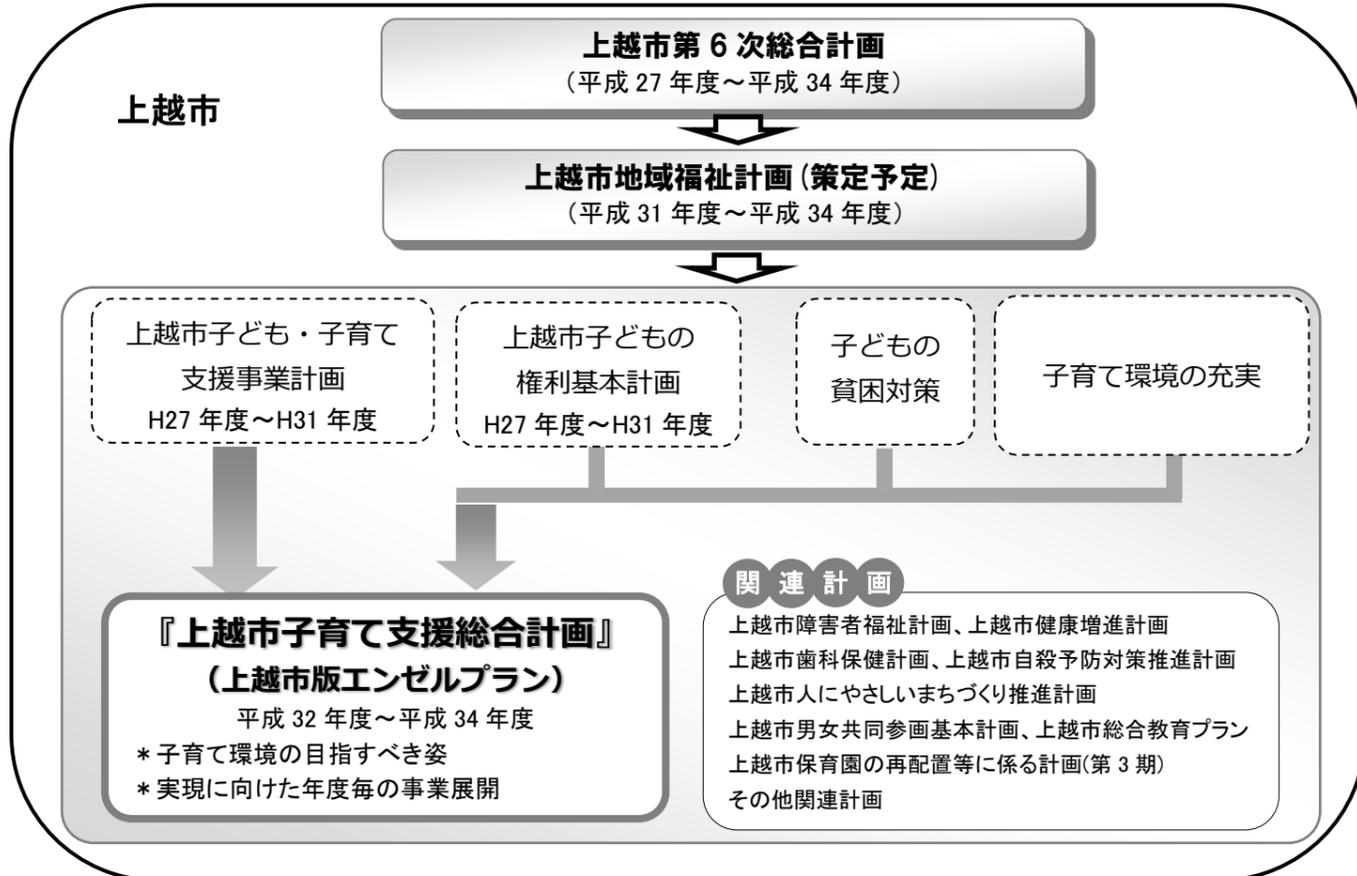
3 課題

社会的に問題となっている「子どもの貧困」対策を総合的に実施・進捗管理し、推進する計画がない。

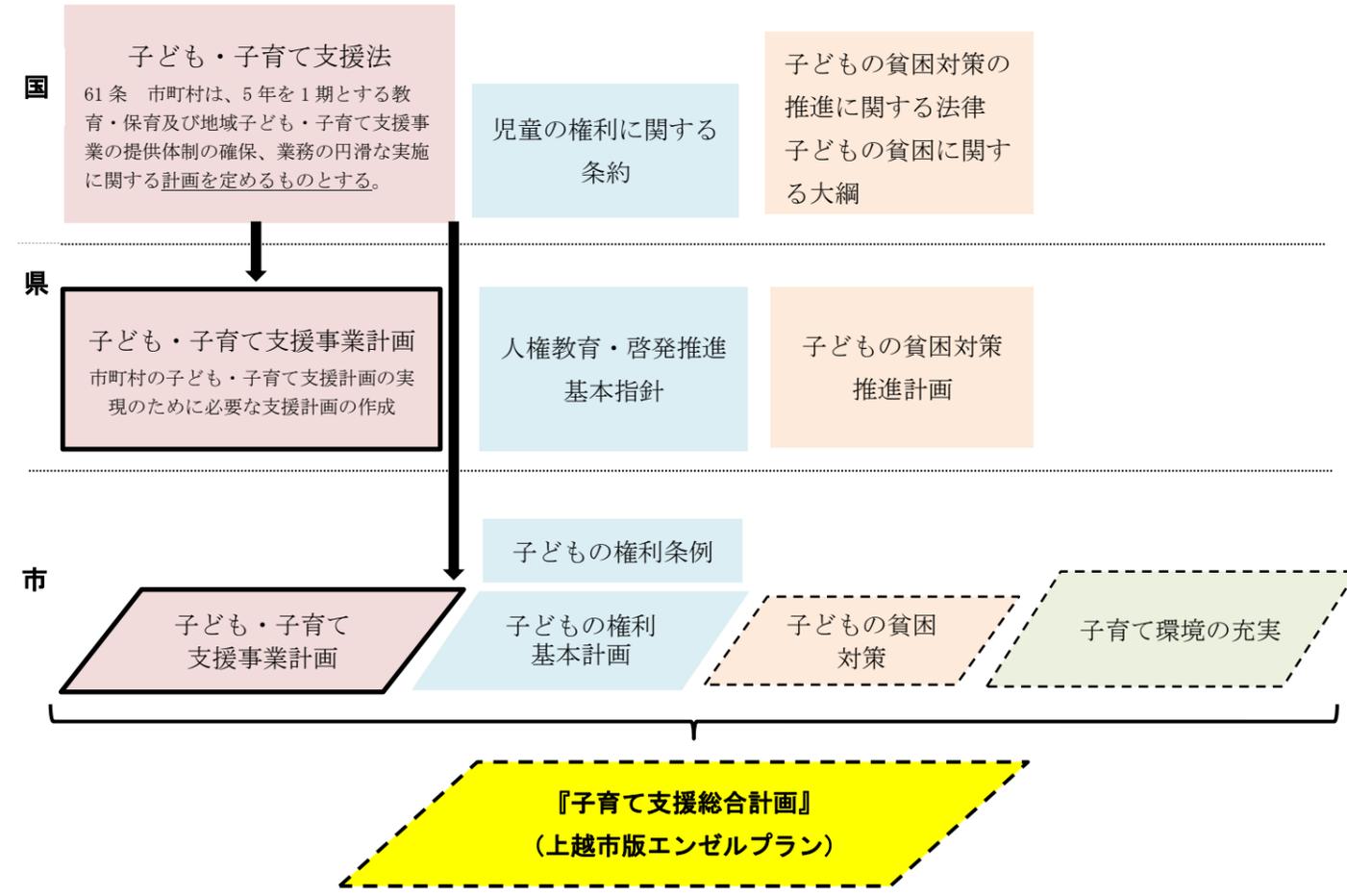
4 課題への対応

「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの権利基本計画」に「貧困対策」と「子育て環境の充実」を加えた新たな総合計画『上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）』を策定し、子育て支援策を、より総合的・計画的に実施する。

新たな計画の位置づけイメージ



5 国・県の計画等との関係



* 太枠は、法により策定が義務付けられているもの。網枠は現段階で策定していないもの

6 計画期間

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
子ども・子育て支援事業計画	→							
子どもの権利基本計画				『子育て支援総合計画』 (上越市版エンゼルプラン) H32～H34				
子どもの貧困対策							第2期子育て支援総合計画 (上越市版エンゼルプラン) H35～H39	
子育て環境の充実								

* 計画は、5年を1期とする。(第1期計画は、市6次総合計画の終期に合わせるため3年とする)

上越市子どもの生活実態についてのアンケート調査概要（案）

1. 目的

市内の子どものいる世帯の生活実態を把握するため、アンケート調査を実施する。

家庭や地域の困り事の解決と今後の支援に向けた施策の方向性を探り、対応方針を「上越市版エンゼルプラン」に反映する。

2. 実施時期

平成 30 年 7 月初旬配布し、7 月中旬回収（予定）

3. 配布及び回収方法

- ・園及び学校を通じて配布・回収を行う

4. 対象者

市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校に通う児童・生徒のうち、年長児、小学校 3 年生、6 年生、中学校 2 年生の児童・生徒及び保護者

	児童・生徒数	回答者	
		児童・生徒	保護者
年長児	1,664 人	×	○
小学校 3 年生	1,585 人	×	○
小学校 6 年生	1,764 人	○	○
中学校 2 年生	1,806 人	○	○
合 計	6,819 人（延べ 10,389 人）		

※児童・生徒数は H30.5.1 現在

5. 集計・分析

8 月末までに集計及び簡易分析、11 月末までにクロス集計を行う

6. アンケート内容（抜粋）

児童・生徒	保護者
1. 子ども自身について ・家族構成 2. 普段の生活について ・放課後及び長期休暇の居場所 ・家は心がほっとする場所か ・地域行事に参加しているか 3. 学校や勉強について ・学校の授業はわかるか ・最終的な教育段階はどこまで希望しているか 4. 子ども自身の考えについて ・自分の将来に明るい希望を持っているか	1. 子どもの生活について ・放課後及び長期休暇の子どもの居場所 ・子どもの将来の夢を知っているか 2. 子どもの学校・教育について ・子どもに受けさせたい最終的な教育段階 ・子育てで金銭的負担を感じるもの 3. 保護者自身について ・相談相手の有無 ・保護者自身の生育状況 4. 家計の状況について ・各種制度・相談窓口の認知度及び利用有無